障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

平成24年10月11日 条例第63号

改正 令和3年3月25日条例第8号

令和5年3月20日条例第8号

改正 令和6年3月21日条例第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び 運営の基準に関する条例をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備 及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 設備及び運営に関する基準 (第3条―第44条)

第3章 雑則 (第45条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号。以下「法」という。)第84条第1項の規定により、障害者支援施設の設備及び運営に関す る基準について定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 施設障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
 - (2) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行 う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知 識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。
 - (3) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行 う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のため に必要な訓練その他の必要な支援をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義に よる。

第2章 設備及び運営に関する基準

(一般原則)

- 第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性及び障害の特性その他の利用者の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者に対する虐待の防止、差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、その者の地域生活における生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業(法第5条第18項に規定する一般相談支援事業をいう。次項及び第19条の3第3項において同じ。)若しくは特定相談支援事業(法第5条第18項に規定する特定相談支援事業をいう。次項及び第19条の3第3項において同じ。)を行う者と連携を図りつつ、当該利用者の希望に沿って地域生活における生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この項及び第19条の3第1項において同じ。)の利用状況等を把握するとともに、その者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、その者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(構造設備)

- 第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採 光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければなら ない。
- 2 障害者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項に おいて同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する 耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな ければならない。ただし、規則で定める要件を満たす障害者支援施設の建物であって、知事が、火 災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確 保されていると認めたものであるときは、この限りでない。
- 3 障害者支援施設の内装等には、木材の利用に努めなければならない。 (施設長の資格要件)
- 第5条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

- 第6条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてお かなければならない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する施設障害福祉サービスの種類
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 昼間実施サービス (障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を 除いたものをいう。以下同じ。) に係る営業日及び営業時間
 - (5) その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
 - (6) その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類 及びその額
 - (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域(通常時に施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。第13条において同じ。)
 - (8) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (9) 緊急時等における対応方法
 - (10) 非常災害対策
 - (11) その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主に対象とする障害の種類を定めた場合に は、当該障害の種類
 - (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (13) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

- 第7条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常 災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的 に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置 を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第8条 障害者支援施設は、その職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければな

らない。

- 2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第18条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
 - (2) 第40条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由等の記録
 - (3) 第42条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
 - (4) 第44条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 (規模)
- 第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。
 - (1) 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型 20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第2項に規定する認定障害者支援施設を除く。 次項において同じ。)にあっては、10人以上)
 - (2) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上)
- 2 前項に定めるもののほか、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、次の各号に掲げる 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの利用定員を、当該各号に定める数としなければ ならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計 は、20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人 以上)でなければならないものとする。
 - (1) 生活介護、自立訓練及び就労移行支援 6人以上
 - (2) 就労継続支援B型 10人以上
 - (3) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上)

(設備)

- 第10条 障害者支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。
 - (1) 訓練・作業室
 - (2) 居室
 - (3) 食堂
 - (4) 浴室
 - (5) 洗面所
 - (6) 便所
 - (7) 相談室
 - (8) 多目的室
 - (9) その他運営上必要な設備
- 2 前項各号に掲げるもののほか、認定障害者支援施設(障害者支援施設のうち、あん摩マツサージ 指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項又は第18条の2第 1項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設であるものを いう。)が就労移行支援を行う場合には、当該学校又は当該養成施設として必要とされる設備を設 けなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。
- 4 相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、同一の室とすることができる。

(職員)

- 第11条 障害者支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。
 - (1) 施設長
 - (2) 生活支援員

- (3) サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。)
- (4) 生活介護を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 医師

- イ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。)
- ウ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (これらの者を確保することが困難な場合には、機能訓練指導員 (日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。)。次号において同じ。)
- (5) 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(以下「機能訓練」という。)を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 看護職員

- イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (6) 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(以下「生活訓練」という。)を行う場合で、健康上の管理等の必要がある利用者がいるときにあっては、看護職員
- (7) 就労移行支援を行う場合にあっては、次に掲げる職員
 - ア 職業指導員
 - イ 就労支援員
- (8) 就労継続支援B型を行う場合にあっては、職業指導員
- 2 前項各号に掲げる職員の員数その他の配置の基準は、規則で定める。
- 3 生活介護、機能訓練又は生活訓練を行う障害者支援施設の生活支援員は、当該施設障害福祉サービスごとにそれぞれ1人以上は、常勤でなければならない。
- 4 機能訓練を行う障害者支援施設の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 就労移行支援又は就労継続支援B型を行う障害者支援施設の職業指導員又は生活支援員は、当該施設障害福祉サービスごとにいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 サービス管理責任者(施設入所支援に係る場合を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支 障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、 施設等の職務に従事することができる。

(従たる事業所)

- 第12条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の職員(サービス管理責任者を除く。以下この項において同じ。)及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、 専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービスの提供が困難である場合の措置)

- 第13条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設が行う生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切にこれらのサービスを提供することが困難であると認めた場合は、その者に適当な障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な 便宜を供与することが困難である場合は、その者に適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速 やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その 置かれている環境、その者による他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努 めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

- 第15条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し て適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連 携に努めなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

- 第16条 障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
- 2 前項の規定による支払を求めるときは、その使途及び額並びにその理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

- 第17条 施設障害福祉サービスは、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用 者の心身の状況等に応じて適切に行うとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して提 供しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を希望する場合は、その者の意向を尊重し、その者が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう他の障害福祉サービス事業を行う者及び関係機関と連携し、必要な調整を行うよう努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思 決定の支援に配慮するよう努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるものと認められる場合は、その者の意向を尊重し、その者が自立した日常生活又は社会生活を円滑に送ることができるよう他の障害福祉サービス事業を行う者及び関係機関と連携し、必要な調整を行うよう努めなければならない。
- <u>5</u> 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。
- <u>6</u> 障害者支援施設は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。
- で害者支援施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する施設障害福祉サービスの質の改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画)

- 第18条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画(施設障害福祉サービスに係る個別支援計画をいう。以下この条及び第25条において同じ。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成しようとするときは、適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえて、その者の希望する生活及び課題等の把握を行わなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、前項の規定による把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援を適切に行うため、その者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 4 <u>第2項</u>の規定による把握は、利用者に対し、面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その 理解を得た上で行わなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、第2項</u>の規定により把握した利用者の希望する生活及び課題等の内容に基づき適切な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した施設障害福祉サービス計画を作成しなければならない。この場合に<u>おいて、</u>第19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活における生活への移行に関

<u>する意向等を踏まえて支援内容を検討するものとし</u>、施設障害福祉サービス計画には、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者との連携についても含めるよう努めなければならない。

- (1) 利用者の生活に対するその者及びその家族の意向
- (2) 利用者に対する総合的な支援の方針
- (3) 利用者の生活全般の質を向上させるための課題
- (4) 施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期
- (5) 施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項
- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、<u>利用者及び当該利用者に対する</u>施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等<u>(第19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者を含む。)を招集</u>して行う会議により、<u>当該利用者の生活に対する意向等を確認するとともに、当該</u>担当者等の意見を聴かなければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、利用者又はその家族にこれを交付して、その内容を説明し、文書により利用者の<u>同意を得るとともに、当該利用者に対して法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を行う者に当該施設障害福祉サービス計画を交付し</u>なければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握及び第2項の規定による把握を行い、少なくとも半年ごとに、施設障害福祉サービス計画を見直し、必要に応じてその変更を行うものとする。この場合において、これらの把握に当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うとともに、原則として、利用者に対し、定期的に面接をして、その趣旨について十分な説明をし、その理解を得た上で行い、その把握した結果を記録しなければならない。
- 9 <u>第5項から第7項</u>までの規定は、施設障害福祉サービス計画の変更に準用する。

(サービス管理責任者の責務)

- 第19条 サービス管理責任者は、前条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 利用の申込みがあった場合には、その申込みを行った者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が自立した日常生活を営む ことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められ る利用者に対し、必要な援助を行うこと。
 - (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 2 サービス管理責任者は、前項の業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が 自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努 めなければならない。

(地域との連携等)

- 第19条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等と協力し、 その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民 の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会 (次項において「地域連携推進会議」という。)を設置し、おおむね1年に1回以上、当該協議会 に対し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなけれ ばならない。
- 3 障害者支援施設は、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見 学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録 を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者によ る評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている 場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第19条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活における生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設等以外における障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえた、その者の希望する生活及び課題等の把握の際に、地域移行等意向確認等において把握して又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第18条第6項に規定する会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域生活における生活への移行前の障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活における生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(相談等)

- 第20条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、 利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わな ければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者が他のサービス事業所(法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。)等において生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、当該サービス事業所等との利用調整その他の必要な支援を行わなければならない。

(介護)

- 第21条 利用者に対する介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設入所支援を提供する場合には、適切な方法により、利用者を入浴させ、 又は清しきしなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を提供する場合には、利用者に対し、その心身の 状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を提供する場合には、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を提供する場合には、利用者に対し、離床、着替 え、整容等の介護その他の日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 障害者支援施設は、常時1人以上の介護に従事する職員を配置しておかなければならない。
- 7 障害者支援施設は、利用者に対し、その者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

- 第22条 利用者に対する訓練は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その心身の 状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供をする場合には、利用者に対し、その者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常時1人以上の訓練に従事する職員を配置しておかなければならない。
- 4 障害者支援施設は、利用者に対し、その者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第23条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型(以下この条及び次条において「生活介護等」という。)における生産活動の機会を提供する場合には、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するように努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、生活介護等における生産活動の機会を提供する場合には、その作業時間及び 作業量等が生産活動に従事する者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護等における生産活動の機会を提供する場合には、生産活動の能率の 向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護等における生産活動の機会を提供する場合には、防じん設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 (工賃の支払等)
- 第24条 障害者支援施設は、規則で定めるところにより、生活介護等において行われる生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、当該生活介護等ごとに生産活動に従事している者に対して支払う工賃としなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会 生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供をする場合には、年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該目標水準及び前年度に支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習)

- 第25条 障害者支援施設は、就労移行支援を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画 に基づき実習をすることができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画 に基づき実習をすることができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 3 前2項の実習の受入先は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。次条及び第27条において同じ。)、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえたものとなるよう努めなければならない。

(求職活動の支援)

- 第26条 障害者支援施設は、就労移行支援を提供する場合には、利用者による公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者による公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、 障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適 性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等)

- 第27条 障害者支援施設は、就労移行支援を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、その者が就職した日から6月以上、その者に対する職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、その者が就職した日から6月以上、その者に対する職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)第118条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下この条において同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第118条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。)との連絡調整を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用 を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受 けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(就職状況の報告)

- 第28条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合には、毎年、前年度に就職した利用者の数その他利用者に係る就職に関する状況を、県に報告しなければならない。 (食事)
- 第29条 障害者支援施設は、施設入所支援を提供する場合には、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。
- 2 障害者支援施設は、食事を提供する場合には、あらかじめ、利用者にその内容及び費用に関して 説明を行い、その者の同意を得なければならない。
- 3 障害者支援施設は、食事を提供する場合には、利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮し、適切な時間に行うとともに、その食事を利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容のものとするため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用するよう努めなければならない。
- 5 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 6 障害者支援施設は、食事を提供する場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、当該障害者支援施設に栄養士を置く場合にあっては、この限りでない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第30条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該 利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなけれ ばならない。
- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の 機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、利用者が社会参加するため、必要な情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。

(健康管理)

- 第31条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、その者の健康保持のため 適切な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年2回以上定期に健康診断を行わなけれ ばならない。

(緊急時等の対応)

第32条 障害者支援施設の職員は、利用者に施設障害福祉サービスを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援の利用者の入院期間中の取扱い)

- 第33条 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。(給付金として支払を受けた金銭の管理)
- 第34条 障害者支援施設は、その設置者が利用者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、 規則で定めるところにより、当該支給を受けた金銭を管理しなければならない。

(施設長の責務)

- 第35条 障害者支援施設の施設長は、その職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 障害者支援施設の施設長は、その職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第36条 障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、 当該提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならな V10

- 2 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに当該障害者支援施設の職員 により、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、当該障害者支援施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第36条の2 障害者支援施設は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

(定員の遵守)

第37条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

- 第38条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、利用者の健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則に定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

- 第39条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。
- 2 障害者支援施設は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関 し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114 号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、障害者支援施設において新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第1項の規定により合意した医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、障害者支援施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

(身体拘束等の禁止)

- 第40条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、 身体の拘束その他の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはなら ない。
- 2 障害者支援施設は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びにその理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(秘密保持等)

- 第41条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 障害者支援施設は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

- 第42条 障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情 に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じ なければならない。
- 2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに係る苦情に関し、市町村等から指導又は助 言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、市町村等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村等に 報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第43条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第44条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第3章 雑則

(補則)

第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日において現に存する法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生援護施設又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者援護施設のうち、規則で定めるものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。)については、第10条第1項の規定にかかわらず、当分の間、多目的室を設けないことができる。

附 則(令和3年3月25日条例第8号抄)

改正 令和5年3月20日条例第8号 (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間における第1条 の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定障害福祉サ ービス事業等基準条例」という。) 第3条第3項及び第39条の2 (新指定障害福祉サービス事業等 基準条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1 項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第118条の12第1項、第118条の18第1項及び 第121条第1項において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に 関する条例(以下「新障害福祉サービス事業基準条例」という。)第3条第3項及び第32条の2(新 障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条におい て準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新障害 者支援施設基準条例」という。)第3条第3項(第3条の規定による改正後の障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の 基準に関する条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。) 第24条において準用する場 合を含む。)及び第45条(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、 第5条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新地域活動支援センター基準 条例」という。)第2条第4項及び第21条、第6条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以 下「新福祉ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第19条、第7条の規定による改正後の児 童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定 通所支援基準条例」という。) 第3条第4項及び第44条第2項(新指定通所支援基準条例第53条の 2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条にお いて準用する場合を含む。)並びに第8条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入 所施設の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定入所施設基準条例」とい う。) 第3条第4項及び第41条第2項(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含 む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めな ければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第32条の 2 (新指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条 第1項、第99条第1項、第105条第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項、第118 条の12第1項、第118条の18第1項及び第121条第1項において準用する場合を含む。)、新障害福 祉サービス事業基準条例第25条の2(新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、 第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第 36条の2 (新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、新地域活動支 援センター基準条例第16条の2、新福祉ホーム基準条例第14条の2、新指定通所支援基準条例第37 条の2(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第 60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例 第34条の2 (新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)及び児童福祉法に基 づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(令 和5年長野県条例第8号)第3条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関す る条例第5条の5の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずる よう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」 とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第33条第3項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第80条第1項、第118条の12第1項及び第118条の18第1項において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス事業基準条例第27条第2項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第2項において準用する場合を含む。)及び第47条第2項

(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第55条第2項、第68条第2項、第99条第2項、第105条第2項、第110条第2項、第113条第2項、第114条第2項及び第121条第2項並びに新障害福祉サービス事業基準条例第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第38条第2項(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第17条第2項、新福祉ホーム基準条例第15条第2項、新指定通所支援基準条例第40条第2項(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第37条第2項(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)並びに第9条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第12条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和4年3月31日までの間における新指定障害福祉サービス事業等基準条例第34条の2第3項(新指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第1項、第55条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第99条第1項、第105条第1項、第110条第1項、第113条第1項、第114条第1項及び第121条第1項において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス事業基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス事業基準条例第49条、第54条、第59条、第66条第1項、第80条及び第83条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第40条第3項(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)、新指定通所支援基準条例第43条第3項(新指定通所支援基準条例第53条の2の4、第53条の5、第57条、第60条、第60条の2、第60条の2の2、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)及び新指定入所施設基準条例第40条第3項(新指定入所施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則(令和5年3月20日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和6年3月21日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下この項及び次項において「新障害者支援施設基準条例」という。)第19条の2(第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(次項において「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第24条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の2第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における新障害者支援施設基準条例第19条の3 (新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の3第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。